

**副 本**

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

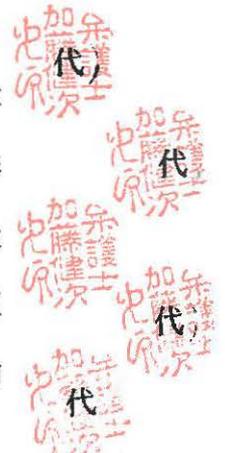
**証拠説明書**

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

2025年1月31日

被告訴訟代理人

弁護士 小林 亮 淳  
同 長 澤 彰  
同 加 藤 健 次  
同 尾 林 芳 匡  
同 山 田 大 輔



乙号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
1	産経新聞「日本共産党100年 第3部 見えぬ未来(中) 「同性愛は退廃」訴えた過去	2022.10.10	株式会社 産経新聞社	産経新聞に、共産党の政策委員会の安保外交部長を務め、党籍を持ったジャーナリスト」として登場し、「護憲派の中でも自衛隊を違憲視している人は少ない」と、「自衛隊活用論は国民に響かない」、違憲論は「野党共闘の障害にもなり得る」、いずれ「合憲論にかじを切ることを余儀なくされるだろう」と述べた事実
2	産経新聞「日本共産党100年 第3部 見えぬ未来(下) 「委員長22年『ポスト志位』は」	2022.10.11	同上	同じく、公式見解以外の意見を口にできないのが共産党の現状だ、それが黨員にとって窮屈、一枚岩の異質な党だとしか見られない等と述べ、異論が存在することを前提に党首公選制を導入すべきだと主張した事実

3	政治プレミア 岐路に立つ共産党「自衛隊活用論」の本気度	写し	2022. 11. 2	株式会社 毎日新聞社	元共産党政策委員会安保外交部長の肩書きで、「岐路に立つ共産党『自衛隊活用論』の本気度」と題する一文を寄せ、党の基本政策は安保廃棄、自衛隊違憲論でこれが野党共闘に大きな障害になっている、共産党が参加した野党による連立政権を実現するためには共産党に変化が必要だとして安保廃棄と自衛隊違憲論という党の基本政策の放棄を求めた事実
4	「論座」―「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 私、共産党の党首選に出ます！～『自衛隊活用論』を唱えてきたヒラ党員の覚悟」	写し	2022. 11. 8	同上	小池晃書記局長、田村智子委員長、田中悠書記局長代行は党首公選制には立候補しない、原告こそが立候補の資格がある、党中央の運営システムがパワハラを生み出しかねない可能性に満ちている等々と論じるとともに、共産党の「安保廃棄・自衛隊解消」の基本政策は、国際社会の常識、国民意識の常識から外れている、「核抑止抜きの専守防衛」政策に被告が転向すること、そのために党首公選制を採用し、自らが立候補することを宣言した事実
5	「論座」―「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？～党首公選は絶好の機会」	写し	2022. 12. 2	同上	同上
6	「論座」―「共産党を変える！ 党員・松竹伸幸の挑戦 共産党は矛盾を強みに変えて「左側の自民党」をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を」	写し	2022. 12. 26	同上	同上

7	2023年1月19日記者 会見反訳	写 し	2025. 1. 31	被告	『シン・日本共産党宣言』（甲1）出版の当日に野党記者クラブで原告が記者会見を開き、日本共産党自身が安保・自衛隊政策をしっかりとしたものとして確立する、「核抑止抜きの専守防衛」政策を共産党自身が掲げる必要がある、党内の議論が公開されていない、透明でない、そこが自分たちの日常の感覚と違っている等と発言した事実
8	『週刊文春』（1月26日号）—「共産党激震！志位委員長に3冊の挑戦状」	写 し	2023. 1. 19 （発売日）	株式会社 文藝春秋	「シン・日本共産党宣言」（甲1）の出版日と同じ1月19日に「週刊文春（1月26日号）」が発売されたが、掲載記事には「共産党激震！志位委員長に3冊の挑戦状」というセンセーショナルな見出しが付され、本文では、「シン・日本共産党宣言」の発売にタイミングを合わせ、古参共産党員の鈴木元氏による『志位和夫委員長への手紙』（かもがわ出版）、有識者による『希望の共産党』（あけび書房）の2冊も同時に刊行され、いずれも党の現体制への批判的内容を含む『志位（共産党委員長）批判』書が3冊同時に発売されことをことさら扇情的に伝えた事実、さらには、前記鈴木元著『志位委員長への手紙』が同じタイミングで発売されたことは、偶然ではなく「無理をして早めに書き上げて」もらったもので、原告による鈴木元氏に対する働きかけによるものであった事実
9	原告オフィシャル・ブログ「『赤旗』藤田論文について・1」	写 し	2023. 1. 21	原告	党の原告に対する「政治的な警告」であった藤田論文（甲6-1）に対し、とりあえず出だしはまずまずというところでしょうかであるとか、わたしはそう（規約と綱領からの逸脱と）考えない、藤田論文（党の見解）と原告の綱領、規約の解釈が異なっていると等と同論文を真摯に受けとめることをしなかった事実

10	2023年2月6日記者会見反訳	写し	2025. 1. 31	被告	原告が、本件除名処分が決定された翌日に日本記者クラブで会見を開催し、その中で、「私が言いたいのは、いや早まるなど、ぜひ党にとどまって来年1月の党大会に代議員として出てですね、そこで私の再審査がどうするかということは党大会で結論を出さなければならないので、そのとき、除名には反対だ」という意思を表示してほしい」(6頁)などと発言した事実。
11	『FLASH』2023年2月28日号「松竹伸幸×古谷経衡『私を除名した志位和夫さん、あなたが共産党をダメにした』」	写し	2023. 2. 14 (発売日)	株式会社光文社	原告が「私は、来年1月の党大会で復党への再審査を求めるつもりなので、その方(原告を支持する被告の地方議員:被告代理人注)には『離党せずに、1月の再審査に代議員として参加してください』とお願いしました。」などと述べた事実。
12	原告オフィシャル・ブログ「党大会代議員予定候補者が結集!？」	写し	2023. 7. 10	原告	原告が「うれしかったのは…『僕は来年1月の党大会代議員になりたいと思っています』『私もです。除名の再審査をくつがえしましょう』と言ってきてくださったことです」、「一方、その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。…そこがいちばん難しいところです」、「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、…必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。そして、必要な時と場所で、堂々と態度を明確にすればいい」と述べて、同調する党員に本心を隠して党大会代議員になるよう「指南」した事実。